

令和5年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

3月14日（火曜日）

令和5年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和5年3月14日（火曜日）

議事日程 第2号

令和5年3月14日（火曜日）午後1時10分開議

- 日程第 1 同意第 1 号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第11号 富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第12号 甘楽町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第13号 甘楽町都市農村交流基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第15号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第16号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第17号 甘楽町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第18号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第20号 甘楽町運動施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第21号 令和5年度甘楽町一般会計予算
- 日程第15 議案第22号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

- 日程第17 議案第24号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 令和5年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第21 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 一般質問 第1番 横尾 稔 (高齢者デジタル支援について)
- 第2番 金田 倍 視 (秋畑にループ橋とふれあい動物園の設置について)
- 第3番 白石 豊 樹 (英語教育の先進的な取り組みの周知について)
- 第4番 山田 光 男 (太陽光パネルの設置の条例化について)
- 第5番 山田 邦 彦 (公衆トイレを使いやすい)
- 第6番 山田 邦 彦 (各「見晴らし台」に案内板の設置を)
- 第7番 山田 邦 彦 (5類後の「コロナ」の対応について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	宇佐美智博君
総務課長	田村昌徳君	企画課長	高橋功君
住民課長	岩崎佳孝君	健康課長	高橋義信君
福祉課長	五十里比登志君	産業課長	田中睦宏君
建設課長	秋山勝重君	水道課長	富田和幸君
教育課長	齋藤文康君		

事務局職員出席者

事務局長	増田剛久	書記	岡本妙子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 1 0 分開議

◇議長（中野喜久勇君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1、同意第 1 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま農業委員会委員に同意されました山田正昭君から発言を求められておりますので、これを許します。

山田正昭君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔山田正昭君入場〕

◇農業委員会委員（山田正昭君） ただいま茂原町長よりご推薦いただき、甘楽町農業委員会委員に任命されました秋畑地区の山田正昭です。甘楽町の農業振興に努めますのでよろしくをお願いいたします。（拍手）

◇議長（中野喜久勇君） ありがとうございます。

〔山田正昭君退席〕



○日程第 2 議案第 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 2、議案第 9 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第3 議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第3、議案第10号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第4 議案第11号 富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第4、議案第11号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第5 議案第12号 甘楽町選挙公報の発行に関する条例の制定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第5、議案第12号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 議案第13号 甘楽町都市農村交流基金条例の制定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第6、議案第13号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第7 議案第14号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第7、議案第14号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第8 議案第15号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第8、議案第15号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 9 議案第 16 号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 9、議案第 16 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（中野喜久勇君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 10 議案第 17 号 甘楽町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 10、議案第 17 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（中野喜久勇君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 11 議案第 18 号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 11、議案第 18 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（中野喜久勇君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 2 議案第 1 9 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1 2、議案第 1 9 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（中野喜久勇君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 3 議案第 2 0 号 甘楽町運動施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1 3、議案第 2 0 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（中野喜久勇君） 举手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度甘楽町一般会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1 4、議案第 2 1 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席 1 2 番、山田邦彦君。

◇ 1 2 番（山田邦彦君） 私は、議案第 2 1 号について賛成の立場で討論いたします。

まず、各会計の事業を実施するにあたり、町長をはじめ各職員、役員の皆様のご努力に

敬意を表します。

本予算は65億3,000万円で、昨年比0.9%増となり、いわゆる新規事業がたくさん盛り込まれています。30項目以上の新規あるいは拡充事業がありますが、主なものをあげますと、生分解性農業用マルチの補助、有害鳥獣対策の電気柵購入補助、遊休農地防止の抜根補助、オーガニックビレッジ事業、太陽光発電の蓄電池設置補助、電気自動車の給電器購入、また保育所などに通っていない3歳児までの家庭に補助、病児・病後保育開始、医療用のウィッグ購入補助、帯状疱疹ワクチンの補助、そして出産・子育て応援交付金、選挙公報の発行や配布等々が入っています。

特に、オーガニックビレッジ事業は、群馬県の市町村の中では初めての事業であり、住民の皆さんから大きな関心と期待のある事業です。いわゆる農業振興というと生産者への補助が目立ちますが、今回の事業は、生産者はもちろん、消費者や販売者も含めた全住民が関わることとなります。その入り口は学校などの給食が対象となり、子ども達の健康のもとになる「食」がテーマです。ぜひ、事業の成功を願っています。

また、町長は日頃から「子どもは町の宝」「子育てするなら甘楽町」と発言をしています。実際に本予算では、学校など子どもの給食費の無料化、高校生世代までの医療費の無料化、一人暮らしの高校生・大学生への食料援助、妊婦検診の補助をしています。さらに、不妊・不育症の治療費の補助、産後のケア事業、ブックスタートやウッドスタートなどを実施し、子育て支援を行っています。これは、全国でもトップクラスの子育て支援と思っています。今後も、ぜひ修学旅行費や、学校で使う運動着等々の義務教育に関わる費用の無償化などにも取り組んでいただき、子育て支援の拡大や子育てしやすい環境づくりとしては、イクメンを育てる効果が高いといわれるイクボス制度の導入などを望みます。

今、高すぎる教育費が、家計を圧迫しています。教育費負担を軽減し、子育て支援を抜本的に強めるべきです。ぜひ、国の制度として、学校給食の無償化や18歳までの子どもの医療費の無料化、給付型の奨学金制度の確立、高等教育の無料化や大学入学金の廃止を国に対して働きかけていただきたいと思います。ぜひ、関東と山梨県の町村会長として、全国をリードし、頑張ってくださいと思っています。

子育て支援以外にも、加齢による難聴者の補聴器購入補助、利用団体がお金の心配なく活動を行う補償となる社会教育団体制度の導入、また45リットル用のごみ袋を60円から40円に引下げはしましたが、まだまだ高すぎると思います。さらなる値下げを実行していただきたいと思います。

先日、LGBTQ+の講演会が行われ、参加をしました。人口の約8%が当事者と伺いました。甘楽町に当てはめると、約880人です。これは、左利きの人や血液型がAB型の人、そして名字の多い方から7位までの人と同じ人数とのことです。決して少数ではありません。LGBTQ+の方々が安心して暮らせるように条例の制定を努力をしていただければと思っています。こういった対策を大いに期待をして、賛成討論といたします。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第15 議案第22号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第15、議案第22号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第22号について賛成の立場で討論いたします。

議案第22号は、来年度の国民健康保険事業特別会計の予算であります。本事業では数十年の間、一人当たりの医療給付費が県内で最下位近い順位を維持しています。これは、町長はじめ関係する職員の皆さん、そして住民の皆さんが予防医療などに取り組んでいる成果だと思えます。

全国に先駆けて、出産育児一時金が50万円、数年前から実現しています。また、人間ドックの補助も3分の2となっています。

昨年度まで3年連続し、国保税の減税あるいは税率を下げていただきました。その努力の中で、現在は18歳までの子どもの国民健康保険税と介護保険料が県内では唯一実質ゼロ円が実現されました。新年度も引き続き行っていただく予算です。誠に素晴らしい対策

で、住民の皆さんはもちろん、他の市町村の皆さんからも称賛されています。

ぜひ、さらに負担軽減と給付の改善を願ひまして、賛成討論といたします。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第16 議案第23号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第16、議案第23号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第23号に反対の立場で討論いたします。

私は、公的介護保険制度は社会保障制度の大切な一つの柱として位置付けなければならないと思っています。

介護保険が始まる前から指摘させていただきましたが、介護保険のお世話になる人はこの甘楽町では介護保険対象者の14%です。ほとんどの方が介護保険のお世話にならずに一生を終わることが一貫して明らかになっています。

それなのに、保険料は第1号保険者に対しては一部補助がされているものの、軽減がされているものの、基準の第5段階の人で1年間6万9,000千円です。特に第1段階の方は、生活保護受給者の方を含め、世帯全員が住民税非課税で、前年の所得合計が80万円以下の人達です。民間の保険であれば入らないのではと思える人達ですが、公的だからこそ大きな期待があり、皆保険だから逃れることができないのがこの保険です。保険料を払った上に、利用料も一割取られます。いつでも、誰でも、どこでもサービスが受けられなければいけないのに、他の保険と違って、認定がされなければ、サービスを受けること

ができません。たくさんの矛盾があります。

私は、まず介護保険での国の負担割合を現在の25%から50%くらいに増やし、保険料や利用料の減額・免除制度をつくるのが大事だと思います。また、保険料や利用料の在り方を、支払能力に応じた負担に改めること。以前のように要介護1・2の人も特別養護老人ホームに入れるようにすること。また、介護・医療・福祉の連携で、健康づくりを進め、在宅でも施設でも、安心して暮らせる基盤整備をつくること。福祉は人の立場で、介護労働者の労働条件を守り、改善することが必要だと思います。

政府はいつも、「消費税は福祉のため、社会保障の充実のために使う」と言っていますが、介護保険以外の社会保障の分野でも、負担が重たくなっています。例えば、消費税導入前は労働者本人の窓口負担は1割でしたが、現在は3割と増えています。高齢者の窓口負担も800円の定額が1から3割へと増えています。厚生年金の支給開始年齢も60歳から65歳へと遅らされています。年金の保険料も7,700円から月々1万6,590円と増えています。社会保障制度は残念ながら後退をしています。と言うのも、前々回消費税を8%に増税した時、増税した3%分は全て社会保障に使うと言っていましたが、内閣官房の出したデータによって、社会保障に使ったのは3%の増税分のうちのたった1.6%のことです。10%に消費税が上がった後も同じような割合を占めています。所得の低い人ほど負担率の高くなる逆進性という欠陥のある消費税は、一部の非課税品や軽減税率品はあるにしても、衣食住の生活必需品にも等しく10%がかけられています。1989年に消費税が導入されて以来、昨年度までの消費税収は476兆円にのぼります。一方で、この間、法人3税は合計で324兆円も減税がされています。要するに、法人税収の穴埋めのために消費税のほとんどが消えてしまったかたちです。トヨタなど大企業には輸出戻り税で納めてもいない消費税が戻る仕組みです。また、株など有価証券を持っている富裕層には税が軽減をされています。

大企業や富裕層への優遇はやめて、能力に応じて課税をするべきだと思います。そうすれば、今まで一生懸命に町のために働いてきていただいた高齢者に対し、大きな負担をさせずに済みます。もし、国が有効な対策を取らないのであれば、身近な自治体がしっかり守らなくてはいけないと思いますが、そうなっていません。以上の理由で反対といたします。

◇議長（中野喜久勇君） 次に、議席8番、黒澤篤君。

◇8番（黒澤 篤君） 私は、議案第23号、令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計予

算について賛成の立場で討論いたします。

制度創設から22年が経過し、介護保険制度は、高齢者を社会で支える仕組みとして、要介護者や支える家族の不安の解消と負担の軽減の手助けとなり、多くの町民の皆様にも理解され定着している制度となっています。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度であり、掲げた目標の達成度の評価と分析を行い、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年度を見据えて、抱える課題の解消と新たな目標を掲げた第9期介護保険事業計画を策定する重要な年度となります。

また、町の総合計画いきいきかんらプランの基本構想である「全ての人に健康と福祉を」を目標に、子どもから高齢者、障がい者、誰もがつながり支え合う地域福祉のまちづくりを推進し、地域共生社会の実現を図っていかねばなりません。

そのためには、引き続き制度の理念を堅持しつつ、必要なサービスを提供するとともに、負担と給付のバランスを保ちながら事業の持続性を高め、医療・介護・予防・生活支援を包括的に確保するための地域包括ケアシステムの更なる充実が必要となってきます。

本予算は、要支援・要介護者のための給付事業をはじめ、町独自の地域支援事業として、認知症カフェや居場所づくり、筋力トレーニング教室やにこにこサロン等、予防・生活支援・ケアマネジメントの各種サービス事業費が計上されており、町の介護保険事業推進のため、適切な予算が確保されていると思います。

以上のことから、地域包括ケアシステムの更なる充実を要望しつつ、本予算は適切なものと考え、賛成討論といたします。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第17 議案24号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第17、議案第24号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第18 議案第25号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第18、議案第25号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第19 議案第26号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第19、議案第26号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑の通告がありませんので、討論に入ります。
討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第26号について反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきていただいた高齢者に対して、晩年になったら国から捨てられると感じられる制度だと思えます。国会議員の中には、「姥捨て山」と表現する人もいましたが、お金を取られることを思えば「姥捨て山」よりもひどいことになります。こんな制度がいいはずではありません。かつての民主党政権時には廃止を公約していましたが、残念ながら実現されずにきてしまいました。後期高齢者医療制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入をさせるものです。世界の中の国民皆保険制度の国々では、他に例がありません。

ん。それまで扶養家族になっていたお年寄りも例外なく、強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで家族一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

政府は、後期高齢者の特性を、「治療に時間も手間もかかる。認知症も多い。いずれ死を迎える」などと規定をしていますが、こんな考え方で制度をつくれば差別医療ともなります。保険料は減額措置があるとはいえ、生活保護受給者を除いて、一人一人から徴収をします。それまで、扶養として支払い義務のなかった人達の保険料も払っています。また、当初群馬県内の3町村のみ軽減されていた保険料が、現在は県内一律の保険料となりました。これは、町長はじめ町の関係者の皆さんの努力によって医療費が低く抑えられていたので保険料が安くなっていたのを、他市町村と同額の保険料にされたということで、町の努力に対する評価をしないという表れで納得ができません。

何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料の負担増が増えれば、企業のグローバル競争力の低下を招くとして、制度改悪を強く求めてきました。自分たちは大きな利益を上げながら、国民に対しては犠牲を押しつける大変身勝手な態度です。

そもそも日本の社会とは、77なら喜寿、88で米寿、その後、卒寿、白寿と高齢を心から祝う社会でした。その考え方で高齢者医療を見るならば、無料にすることも可能ではないかと思います。財政難を理由にして、高齢者の負担増をする。こんな政治には未来がないと思います。私は、即中止、撤回すべきと思い、反対いたします。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 次に、議席4番、吉田恭介君。

◇4番（吉田恭介君） 私は、議案第26号、令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、制度創設から15年が経過し、町民に広く周知され、理解も得られた制度になってきているものと認識しております。

本制度は、県内全ての市町村で構成される広域連合により運営され、75歳以上の方々の生活を支える医療を提供するとともに、これまで長年社会に貢献されてこられた高齢者の医療を国民みんなですっかりと支えていく医療制度です。現在では、少子高齢化が進み国民皆保険を維持していくには、高齢者にも一定程度の負担増を求めないと運営できないのも事実であります。

令和5年度の歳入歳出予算は、それぞれ1億7,430万円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険料の軽減分を補てんする一般会計等からの繰入金です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主な支出となっています。このように、本特別会計は、町に納付された保険料と一般会計からの繰入金等を広域連合に納付することを基にした予算編成となっています。

今後、75歳以上の方々への医療サービスの提供と健康増進を図るため、また将来に向けて持続可能な医療制度となるよう、より一層のサービスの向上及び制度の充実に努めていただきたいと思います。

以上のことから、本事業及び予算は適切なものと考え、本議案に賛成いたします。

◇議長（中野喜久勇君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第20 議案第27号 令和5年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（中野喜久勇君） 日程第20、議案第27号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第21 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第21、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査

申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

◇

○日程第 2 2 議員派遣の件について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 2 2、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第 1 2 9 条第 1 項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

◇

午後 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 5 0 分再開

◇

◇議長（中野喜久勇君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○日程第 2 3 一般質問

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 2 3、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いします。

最初に、質問 1 を議席 5 番横尾稔君、登壇の上、質問を願います。

◇5 番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、「高齢者デジタル支援について」質問させていただきます。

社会のデジタル化が急速に進む中、パソコンやスマートフォンに慣れた人とそうでない人の格差が懸念されています。特に、高齢者に対するスマホ活用は、今後の暮らしに大きな影響を与えるものと思われま

町においても、そうした世代に対し様々な取り組みをなされておりますが、1回や2回では使い方の習得はできず、使うのを躊躇してしまうとの声も聞かれます。それでも使い方を理解して、教え合う形になれば、スマホから多くの行政サービスや防災、町政情報などが入手できます。

今後、町独自のスマホの使い方講座や、困った時の相談窓口など、利活用対策が重要と思われませんが、いかがですか。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、横尾議員から、「高齢者のデジタル支援について」のご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、横尾議員のご指摘のとおり、社会のデジタル化が急速に進んでおる中であります。パソコンやスマートフォンを使える人と使えない人との格差が生じる。これがご質問のとおり懸念されているところであります。

町ではこうした状況を踏まえて、スマートフォンの利活用支援が重要だと捉えておりまして、まずその支援策の一つとして、地域おこし協力隊の富田大介君が、個々のレベルに応じたスマートフォン教室を昨年の8月から開催してきました。

この後、ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 命によりお答えいたします。

町では、スマートフォンを初めてお使いになる65歳以上の高齢者を対象とした「スマートフォンデビュー応援補助金申請サポート教室」を定期的で開催しております。併せて、スマートフォンの取得に要した経費の一部を補助するなどの取り組みも行っております。

一方、スマートフォンをお持ちで、もっと活用したいと思っている方に対しては、「スマートフォン入門教室」として、使っている方の要望に応じてLINEの使い方や迷惑メール対策、スマホ決済の方法などについて、定期的を開催をしているところであります。

横尾議員のご指摘のとおり、1、2回の講習だけでは、スマートフォンを使いこなせる

ようにはならないと考えております。現在、町では、それぞれの教室に参加しても、教わったことが分からなくなってしまう方に対しては、「スマホ何でも相談室」を開設し、いつでも相談を受け付けております。各教室に参加された方に対しては、その都度、町の防災メールや町の公式LINEの登録方法、マイナンバーカードやポイントの取得方法、電子図書の利用方法などについても、登録や活用を促しているところであります。

今後は、民間企業等とタイアップした新たなスマートフォン教室の開催など、より多くの住民の方に利用していただけるよう、開催方法などについても検討したいと考えておりますので、横尾議員におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願いたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しましたので、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） 先程説明していただいた形のは、民間企業という形で今言われていましたが、総務省が2021年から25年の5年間、デジタル支援員という形で、スマホの代理店やお店や一般企業、教育機関、NPO法人等と協力して、スマホの利用方法を助言したり、相談したりする、そういう意味合いの形の相談員を持っているという形の理解でよろしいのか。

また、65歳以上のスマホの教室に関しても、今後、スマホの無料貸し出しだとか、そういう形の考えはあるか、その辺をお答えください。

◇議長（中野喜久勇君） 企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、確かに制度上はそういった制度がございます。町でも、デジタル機器に精通した方を県の方にご紹介いただきたいということで、相談をさせていただいていますが、適任者がいないということが現状であります。

今後、デジタル化の推進にあたっては、高齢者がスマホのデジタルデバインド、情報格差の解消のためにそういった方をぜひ招き入れて、そういった解消に繋げていければということで、今現在は富田君が活動をして、その方を中心に回しているというのが現状であります。

2点目の無料貸し出しの補助は今のところ考えておりませんが、以前は、スマートフォン教室の中で貸し出しをしながら教えるという、そういった教室も、以前開催されている

ということは承知しておりますので、そういった開催が可能かどうかというのを今後検討していければと思います。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたらお願いします。

横尾君。

◇5番（横尾 稔君） そうしますと、いろいろなその支援の中で、特に甘楽町は山間部の秋畑地区だとかありますが、地理的な形でいわゆる光通信だとか、Wi-Fiだとか、そういう環境整備、現状、そういうのをちょっと聞きたいんですけど。

◇議長（中野喜久勇君） 企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 今現在、公共施設を中心にWi-Fi設備は設置をしているところではありますが、全ての公共施設にあるかということはまだ確認はしておりません。

スマートフォン教室は出前講座という形でも行っておりまして、これまでに筋力トレーニングやにこにこサロン、おたっしや会などにも、職員が行って講座を開く、そういったこともやっておりますが、その時はポケットWi-Fiを使って、そういう出張してもできる環境の中でやるというケースも想定はしています。光ケーブル等で対応するということで、整備はしております。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

次に、質問2を議席7番金田倍視君、登壇の上、質問を願います。

◇7番（金田倍視君） それでは、お願いします。「秋畑にループ橋とふれあい動物園の設置について」。

平成30年、主要地方道富岡神流線トンネル整備請願書が西毛地区開発協議会によって県に出されました。甘楽町都市計画マスタープランにも推進を図るとあります。

しかし、多額の費用で計画が進まないのであれば、急峻、狭隘な所を避けて、雄川に架けるループ橋はいかがでしょうか。那須地区は、朝日新聞や森林文化協会では、「にほんの里100選」に選ばれています。ループ橋からの絶景は、年間を通しての観光地になると思われれます。

また、それに伴い、ふれあい動物園はいかがでしょうか。ペンギン、ウサギ、ポニー、乗馬などの、小規模でも子どもを連れての家族には人気と思われれます。

桐生が岡動物園は入園料が無料であり、運営にはネーミングライツ「未来へはばたけ山

田製作所」、ふるさと納税、応援寄付金などを充当しているようです。休日には、県内はもとより、県外からも大勢の家族連れが訪れています。

まずは、小規模からでも一考の価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、金田議員からご質問をいただきました。お答えをいたしたいと思います。

まず、秋畑の最上部にあります那須地区は、ご質問のように傾斜地で平坦な土地がないという悪条件の地形でありますけれども、「ちいじがき」と呼ばれる小さな石を積み上げた石垣が段々畑を形成して、小さな農業を守りながら、日本の原風景をとどめております。とりわけそこで栽培される蕎麦はその風土に根つき、山村独特の食文化を築いてまいりました。平成8年からは、町と地元住民が協力して、まず蕎麦の種まきをし、土寄せ、花祭り、収穫、蕎麦打ちまで、地元の蕎麦打ち名人の指導により体験できる「蕎麦づくり入門、オーナー制度」を実施して、多くのオーナーとの関係を築いてきております。

また、県重要無形文化財の那須の獅子舞などの伝統文化が、親から子へ、子から孫へと引き継がれながら、「ちいじがき」の景観保全、継承を行ってきております。

このようなことから、金田議員のご質問にもあります「にはほんの里100選」にも選定をされてきたところであります。この秋畑地区の絶景を観光資源として活用するためのご提案もいただきました。そのご提案の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 建設課長。

◇建設課長（秋山勝重君） 命により、お答えをいたします。

金田議員のご質問のとおり、主要地方道富岡神流線のトンネル整備につきましては、平成27年度に、新規事業といたしまして西毛地区開発協議会から群馬県議会に、秋畑那須地区から神流町塩沢地区までの間にトンネルの整備を請願し、同協議会が解散をする令和2年度まで継続した請願を行ってまいりました。しかし、残念ながら採択には至りませんでした。

トンネルの整備を行うことで、秋畑那須地区から神流町塩沢地区までの連絡所要時間が

約25分短縮をすることが見込まれ、神流町、上野村の救急搬送においては、富岡市、藤岡市ともに同様の時間となり、搬送可能な病院が増えるとともに、災害発生時の輸送経路もさらに確保でき、地域の孤立化の解消や山村地域間の活性化と観光や経済においても大きな効果をもたらすものと考えております。

西毛地区開発協議会は、令和2年度をもって解散をいたしました。現在でも主要地方道富岡神流線道路期成同盟会や地元県議を通じた要望を行い、富岡甘楽地域・藤岡多野地域、両地域間の地域交流の推進と地域振興にも寄与することから、両地域の関係道路7団体による知事と県議会議長へのトンネル整備の要望活動を毎年行っております。また、富岡土木事務所との意見交換会でも必要性を訴え、トンネルの調査及び整備検討に着手をするよう、粘り強く取り組みを行っております。

今月25日には、念願の甘楽スマートインターチェンジが開通し、トンネル整備が現実のものになれば、神流町、上野村や藤岡市などの交通経路の選択肢も増え、あらゆる面で利便性が向上しますので、今後も関係市町村と連携を図り、トンネル整備の事業化に粘り強く取り組みたいと思いますので、金田議員のお力添えもよろしくお願い申し上げます。

次に、「ふれあい動物園の設置・運営」についてのご質問でございますが、小規模で子ども連れの家族をターゲットにした比較的展示費用が抑えられる動物を具体的にご紹介いただきました。動物との触れ合いができるということは、地域の魅力化の一つの施策だと認識をしており、秋畑地区の地形や立地条件、自然環境に適した動物と触れ合える施設、例えば甘楽ふるさと農園西側にあります「上野ひつじ公園」のような整備が可能かどうか、地域の人たちの意見も聞いてみたいと思いますので、ご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問2について、2回目の質問ありましたらお願いします。

金田議員。

◇7番（金田倍視君） トンネルの方は、引き続き申請をよろしくお願い申し上げます。多分、トンネルができて雄川の右岸、山の中腹辺りに出入口ができて、出るんだと思います。設置してみないと分かりませんが、回り道を造るか、橋が架かるかという、そういう形にはなると思いますので、できれば多分ここにできるだろうというのであれば、併せてやっぱりループ橋、一つできればと思っております。県内にはまだループ橋というのはありませんし、県道、もちろんありませんので、やっぱり県にしても第1号というのはひと

つ魅力があると思いますので、よろしくお願いします。

動物園の方なんですけれども、今は町の方でも子育てということに対しては、保護者に対しての援助、助成はいろいろできています。ただ、子ども自身にとってのということになりますと、なかなか子ども自身がというのは見えないので、この辺で子どももやっぱり楽しく遊んだ、楽しかったというような思い出ができれば、卒業しても町に残るか、また町から一旦出ても帰ってくるかということに繋がってくるんじゃないかと。近い将来に向けては、人口減少の歯止めになる事業じゃないかと思います。

以上の2つを要望として、私の一般質問は終わります。よろしくお願いします。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問3を議席3番白石豊樹君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（白石豊樹君） 「英語教育の先進的な取り組みの周知について」質問させていただきます。

10年ごとに、日本では学習指導要領というのが改訂されているんですけども、このたび2020年から学習指導要領が改訂されまして、学校教育をどのように進めていくのかについて語られていますけれども、2020年から小学校3、4年生は外国語活動が始まり、5、6年生では英語の授業が必修となりました。一般の方々にも、英語に対する関心が高まったかと思います。

全国ではそれを受けて、学習の対象者にさらに特色を持たせる自治体も現れました。子育て世代が住みたい田舎部門の関東の町で第1位である茨城県栄町もその一つです。小学校3年生からだけでなく、1、2年生や幼稚園・保育園からの先進英語教育で売り出しました。また、佐賀県の玄海町もそうでした。

しかしながら、調べてみましたらば、地元の甘楽町では、小学校1、2年生や、「めぶきの森かんら」「かんら保育園」でも、ALTが出かけて英語活動を行っているということ、大変素晴らしいと思います。ただ、そのような先進的な取り組みについて、町民の方々へはどれくらい周知されているのでしょうか。ましてや、対外的にはなおさらです。先にも述べたように、他の町で子育て世代が住みたい町、田舎部門で関東1位となったように、子育て世代の転入が大いに見込まれるからです。

そこで、以下について、質問させていただきます。

1、英語教育に力を入れていることについて、本町でも転入者が増えるように、もっと広く町外へ周知する方策を取ったらどうか。

2、状況を考慮しつつ、子どもの夏休みの海外研修を再開させる。それとともに、英語学習と関連させて、英語圏へも派遣することも考慮したらどうかという2つの点について、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 白石豊樹議員の「英語教育の先進的な取り組みの周知について」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、2017年改訂された小学校学習指導要領により、2020年から、小学校3、4年生における外国語活動、5、6年における教科としての外国語科が完全実施されました。学習指導要領に従って、現在3、4年では週1時間の外国語活動、5、6年では週2時間の教科としての英語指導を行っております。

そして、町内の各学校に英語指導助手（ALT）を配置し、日常的に英語に親しむ環境を整えるとともに、小学校1、2年においても、年間10時間程度の外国語活動を取り入れたり、夏休みに英語指導助手による数日間の短期の英会話教室を開催したりするなど、英語指導の充実を図っております。

また、小中学校の英語指導助手を「めぶきの森かんら」や「かんら保育園」に週1回派遣し、幼児期より外国文化に触れる機会や英語に親しむ環境を整えております。中学生においては、実用英語検定の受験料補助を予算化し、1人当たり年1回2,000円を補助し、英語学習への意欲的な取り組みを奨励しております。

初めに、1のご質問の「広く町外へ周知する方策」についてですが、現在、各学校の教育活動は、主に学校のホームページや学校だより、また町の広報紙などにより情報発信を行っております。今後は、まずそれらの発信の中で、掲載回数を増やす、あるいは内容を工夫する。そうすることで周知の強化を図っていきたいと思います。

2の質問の「中学生の英語圏への派遣」についてですが、中学生の海外派遣は、今年度から始まった町の第6次総合計画において、イタリア・中国との国際交流研修団の派遣を行う計画となっております。

コロナの影響で令和元年度以降中止となっていましたが、令和5年度の再開は、イタリアへ第18次中学生研修団の派遣を予定しております。

議員のご質問の英語圏への派遣ではありませんが、イタリアと中国との交流において

も、広い視野での国際感覚を身につけるとともに、語学の大切さを知る機会を子どもたちが実感することで、英語力の向上に役立つ研修になると考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問3について、2回目の質問がありましたらお願いします。

白石豊樹君。

◇3番（白石豊樹君） 2回目の質問をさせていただきます。

英語の授業の大切さについては、富岡市なんかでも感じていて、実は私、富岡市の方から、「甘楽町でもやっているんですよ」と聞いたんですね。自分、そんなこと知らなかったのかというふうに思ったんですけども。やはりそれだけあまり周知されてないのかなというふうに思いました。

それで、これから先の英語教育のことを考えますと、例えば日本が国際的に見て、英語の能力はどのぐらいのところにいるかというふうに見ますと、先進国の中では、英語の能力というのは最低なんですね。TOEICとかTOEFLとかという英語の能力を測る試験があるんですけども、TOEFLというのは英語を母国語としない人を対象にしている、アメリカやオーストラリアなど英語圏への大学に入学して学ぶために必要な英語力を持ち合わせているかどうかを見極める試験なんんですけども。それから、TOEICというのがございまして、それは英語の実践的なコミュニケーション能力を測るスコア型の検定なんんですけども、受験者のほとんどは、日本とか韓国などのアジア系なんですよ。日本の英語レベルはどのぐらいなのかといいますと、残念ながらさっきも言いましたけれども、先進国中最下位なんですね。2019年のTOEICの「読み、書く」の順位は、日本は43位。それからTOEFLという国際スコアランキングを先進国とみなされているという国々で見ても、やはり日本は最下位で、2022年8月8日に行われた試験では、文部科学省が言っているのは72位なんですね。非常に国際的に見ると日本は英語が劣っているということなんですね。

そんなことで、甘楽町は頑張っているのかなと思ったんですけども、やはり全国のことを考えてみますと、これから富岡市もさっきも申し上げたとおり、頑張ってきていますし、いろんな国や県とか市町村で力を入れてきているというふうに思います。従って、英語教育の強化拠点事業に関しまして、甘楽町も積極的にそれに参加させてもらうような、そういう力を入れていく必要があるかなというふうに思うんですね。

ちなみに、さいたま市、隣の県ですけれども、さいたま市の中学3年生の英語力というのは全国平均が47ポイントに対して86ポイントという驚異的な数字を出しているんですね。これを見ると、さいたま市というのはどんなことしているかなというふうに思ったんですけれども、公立小中学校で9年間一貫した英語教育カリキュラムをやっているらしいです。それで、小学校1年生から6年生の全学年がクラス単位と外国語指導助手、ALTですね。さっきおっしゃっていましたが、ALT等で複数の担任制を敷いて、可能な限り英語の専攻教員も配置して、早くから生きた英語に接する機会を設けているそうです。

そんなこともありますので、先ほどちょっと伺いましたらば、年間10時間程度ということで、3、4年生ですか。3、4年生は35時間でしたっけ。1、2年生が10時間程度。それから、幼稚園・保育園でも今やっていると聞きましたけれども、今後、どのくらい力を入れていくのかなということもちょっと考えていただきたいと思っておりますけれども。今現在、英語教育の成果みたいなというのは、見た目で見えていますか。差し支えない範囲で様子を教えていただけたらありがたいですけど。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 現在の成果をとということなんでございますけれども、先程の議員のお話にもあったように、英語教育そのものの強化性も、日本では確かに始まったばかりとか、そういう状況の中でございますので、なかなか思うような成果が今はっきりと出ているというようなことはまだまだこれからということだとは思っています。

ただ、先程の話の中にもありましたように、例えば中学生の英語検定への参加ですとか、そういうようなものも徐々には意欲的にはなっております、例えば級はいろいろな階級が、級が大体2級から5級ぐらいまでですかね。初心者の。そういう級はあるんですけれども。今年受験した133人がそれぞれの級を目指してやりまして、その級を達成したのが、受けた子どもの中では90%が自分の目標として受けたものに合格しております。

また、現在はGIGAスクール構想でICTの利用も非常に盛んになっておまして、英語に限らずですけれども、遠隔でのいろんな交流とか、例えば、この前もニカラグアのオリンピックのホストタウンの関係などでも、ニカラグアと繋いで、中学生がニカラグアの選手と交流をしたりとか、あるいは英語ではありませんけれども、小学生がつい最近も社会科の学習で群馬県の良いところと、そして歴史的にも伝統のある奈良県の子どもと同

じ学年の子がそういうような遠隔で交流を持って勉強したりとか、そういうような面からもこれからはやはりそういう遠隔交流というんですか。遠隔でいろんな国とも繋がる、そういうようなこともやっていながら普段の国際交流、国際英語に使った学習なんていうのも広がっていければなと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問3について、3回目の質問があったらお願いします。

白石豊樹君。

◇3番（白石豊樹君） さっきイタリアとの交流とか、中国の交流とかということで、留学のメリットというの、本当ならば英語漬けにできれば一番良いと思うんですけども、異文化にどっぷりとつかることで異文化理解ということを進めさせることができるということ、そして外国に行って外国の言葉を使う時に、国際的な部分でいうと、共通語であるから英語は全く通じないわけではなくて、利用することもできるかもしれませんので、そういう点では外国人との交流ができるということで、非常にイタリアとの交流とか中国との交流とか、大事なことだと思いますけれども。もしできれば英語ということを使って勉強しているということですから、日本での外国人講師だとか、そういう先生方もある程度そういった異文化理解の機会も設けられますけれども、自国を離れて全く違う文化、空気に触れるという、そういう異文化交流理解の機会というのをまたこれからもつくっていただきたいと思うし、できれば英語のことも考えていただけたらより事業が生きてくるかなというふうに思いますので、これは要望です。考えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

次に、質問4を議席1番山田光男君、登壇の上、質問願います。

◇1番（山田光男君） 「太陽光パネルの設置の条例化について」。

私は、2021年12月の定例会において、再生可能エネルギーの推進を図るよう、質問させていただきました。その中で、農地や借景と言われる山林に、太陽光パネルなどが基準なしに設置されては心配と、課題として挙げましたが、町長が「事業者は、景観条例やガイドラインを遵守してもらおう」と答弁いただき、安心しておりました。

しかし、申請が必要のない地目の土地があると知りました。2019年の台風のような災害を考えると、町が把握しないで工事が進むことに違和感を覚えています。早急に条例

として制定する必要があるのではないのでしょうか。また、何かあった時に、連絡先を明記した看板の設置を義務付ける対策も必要と思います。

脱炭素社会に向けて、太陽光発電が急速に普及していく中で、トラブル防止のためにも、届出義務も含む条例制定を考える時と思います。

ついては、下記について質問いたします。

①町に設置の届けが必要のない地目は何ですか。

②周辺市町村の太陽光パネルについての条例の制定状況はどのようなものですか。

③条例をつくる考えはいかがですか。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田光男議員から「太陽光パネルの設置の条例化について」のご質問をいただきました。

ご質問の中にありましたように、2021年12月の議会において、「再生可能エネルギーの取り組みについて」のご質問をいただきました。当時、その答弁の中で、国・県と連携をし、協力をしながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けての施策を実行し、また太陽光発電施設については、景観条例や設置に関するガイドラインの遵守により、適正配置に努めていくとお答えをいたしました。

この方針については、現在も変わっておりませんし、今後もより一層地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用を推進していくと同時に、設備の適正配置に向けて、必要に応じてガイドラインの見直し、また新たな条例の制定等をこれから検討していきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 命によりお答えいたします。

最初に、太陽光発電設備について、「町に設置の届出の必要がない地目は何か」についてですが、町の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」により、出力が50キロワット以上の事業用の太陽光発電設備につきましては、建築物へ設置するものを除いて、設置する地目に関わらず、全て町への事業概要書の提出をお願いしております。

す。出力が50キロワット未満の太陽光発電設備の設置につきましては、地目に関わらず町への届出等は必要ないものとなっております。

続きまして、2番目の「周辺市町村の太陽光パネルの条例の制定状況」についてですが、近隣では富岡市では条例が制定されていることは確認できました。下仁田町、南牧村では条例の制定は確認できませんでした。また、県内の状況ですけれども、県内では富岡市をはじめとして、8市1町1村、10市町村で、太陽光発電設備の設置に関する条例が制定されていることが確認ができました。その他ですけれども、開発事業に関する条例、それから景観条例等の中で、太陽光発電設備の設置につきまして規定している条例を制定している町村が3町2村、確認ができました。

最後になりますけれども、「条例をつくる考えは」についてですけれども、現時点におきましては、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」、こちらに反する事例、届出、概要書が提出されない事例というのは、現在確認されておられませんので、現行のガイドラインの内容で太陽光発電設備の適正な配置を図ることができない、そういう判断にあたりましては、ガイドラインの見直し、また条例の改正もしくは新たな条例の制定などを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問ありましたら、お願いいたします。

山田光男君。

◇1番（山田光男君） どうもありがとうございました。

私は、太陽光発電を推進しろ、また今回は規制しろという部分な質問をさせていただいているのは、太陽光発電という部分で、一般住宅また地元企業の事業所等に設置するのは大いに賛成であるのですが、やっぱり先人たちが残した森林、農地等に、どんどん太陽光発電が多発してくるようなことになると、他市町村に設置されている太陽光パネル等の部分を見まして、大変危惧する部分を抱いておるからです。

今回、甘楽町においてはガイドラインで50キロワット以上というふうな話の中で、およそ50キロワットというのは、どのぐらいの面積なのかなというふうに考えております。おおよそ50キロワットですと、500平方メートルから700平方メートルぐらいの土地に対して設置されるという面積を、大体パネル300枚を有しているということです。それ以下の部分で、大体500平方メートルから700平方メートル、簡単にいいま

すと、1反歩とかという部分を甘楽町のこの里山のところで照らし合わせたりいたしますと、それほど大きな面積を有してないと思うので、その中でそういうものが無届けで建設されているというのに対して、今回危惧するという事で質問させていただきました。

現実におきまして、私個人、燃料業をやっておりますので、発電機の配達をしてくれということで、今回、太陽光パネルの事業者、工事現場を知ったのですが、そこが甘楽町の施設の裏山に近い部分にありまして、これは大丈夫なのか、届出等が必要ないのかというふうな形でいろいろ関係行政の方にも質問して聞いてきたところです。

そのような形で、今のガイドラインにもう少し、50キロワットと言わず、もう少し下げていくなりして、このガイドラインの遵守をもう少しよく図るための方策を考えていかなければならないと思いますが。1つちょっと質問なんですが、農地についてなんですが、よく農業委員会等で農転等がありますが、その場合、一応事業内容等を申請してきて、農転を図るわけですが、そのときに50キロワット以上ですと、事業概要書を届けてくださいという形で持っていけると思うんですが、50キロワット以下については、行政として太陽光パネル業者に対しての指導を行っているかどうか、教えてください。

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 先程も申し上げましたとおり、ガイドラインについては、50キロワットという数字がありますので。今、農業委員会をという農地転用の話もありましたけれども、それは町の方に、設置したいのでどのようなものがありますか、規制強化する必要がありますかという話があった場合につきましては、50キロワット以上につきましては、ガイドラインの方をお願いします、それ以下については、今のところ特にそういう町の届出は必要ありませんという格好でお答えをさせていただいております。

◇議長（中野喜久勇君） 3回目の質問ありましたらお願いします。

山田光男君。

◇1番（山田光男君） 分かりました。一応、周辺市町村の太陽光パネルについての部分での現状といたしまして、高崎市は区域を区切って、どんな小さい部分でも届出をし、許可申請を図ってくださいという部分を持っております。また、富岡市には、官営製糸場の周辺エリアを富岡製糸場周辺特定景観計画区域内ということで、全ての事業を許可申請してくださいと。また、市内全域を景観計画区域として300平方メートル、およそ30キロワット以上だと思っておりますが、以上の太陽光発電設備につきまして、許可申請をしてくださいというふうに出ております。また、安中の方も、抑制区域、中止区域ということで、

制限なし、また500平方メートル以上ということで、甘楽町の近くの自治体におきまして、こういう規定、許可申請が出るような形が増えてきております。これはどういうことかといいますと、近年、急速に太陽光パネルでのトラブルが発生してきて、その抑制策として出ているんだと思います。

まだ甘楽町はそれほど普及が促進されておりませんが、これから普及し出したときに手遅れにならないように、方向性をよく検討していただきたいと思うので、よろしくお願ひします。これは要望です。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、山田光男君の質問が終了しました。

次に、質問番号5、6及び7を一括して質問願ひます。議席12番山田邦彦君、登壇の上、質問を願ひます。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「公衆トイレを使いやすく」「各見晴らし台に案内板の設置を」、そして「5類後のコロナ対策について」質問いたします。

まず、「公衆トイレを使いやすく」についてですが、この間、町はトイレに生理用品をセットしていただき、住民の皆さんから大変喜ばれています。私はもっと利用しやすくするために、幾つか伺います。

まず、LGBTQ+の方から、男子トイレにも必要との声を伺いました。ぜひセットをと思いますが、いかがでしょう。

「町の財産」である高齢者の皆さんが散歩する方も増えています。また、観光でトイレに寄った時に、「少し間に合わなかった」、こういうケースも間々あると聞いています。ぜひ高齢者が安心して外出ができるように、トイレに尿漏れパッドもセットしていただけると大変助かると思いますが、いかがでしょう。

また、トイレでおむつを替える人もいらっしゃると思いますが、そのためのスペース、そして赤ちゃんを寝かせるための台がないトイレには設置をしていってはいかがでしょう。

おむつを替えた人がおむつを持ち帰ると、衛生上困るケースも考えられます。ぜひ、おむつ用のごみ箱の設置をと思いますが、いかがでしょう。

町の考えを伺います。

次に、「各、いわゆる見晴らし台に案内板の設置を」についてです。

健康増進のために、登山やハイキングをする人が増えています。素人がいきなり登山をすると、思わぬ事故に巻き込まれることもしばしばです。そこで、町では安全なさくらウ

オークやもみじウオーク、そして森林セラピーを進めています。

せっかくなので、専門的な知識のない人でも楽しめるように、織田公公園にあるような、町の山の名前の案内プレートの設置をしてはいかがでしょうか。地元の子どもたちや観光客の皆さんに、もっとよくふるさと感じていただけるようになると思います。

設置の候補としては、八幡山や麻場城址などをはじめ、右の欄に紹介したような所が考えられると思います。ポイントは、あまり歩かなくても行ける所だと思います。

設置場所や設置方法、そしてプレートのデザインなどは、産官学で行えば、職員の皆さんの負担も減ると思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に「5類後のコロナの対応について」伺います。

政府は、コロナが下火になってきたので、いわゆる2類相当から5類に引き下げる方針ですが、もしそうになると国や県の対策本部はなくなり、いろいろな判断や治療は基本的に本人任せとなります。コロナ自体の力が弱くなっている訳でもなく、第9波が全く心配ない訳でもありません。また、その後遺症の全貌も分からない今、5類にするのは、私は賛成できません。もし、岸田総理がサミットでマスクを外したいのであれば、マスク規制のみを緩めれば良いのです。

医療費や検査、ワクチン費用は、当面は個人負担なしの方針のようですが、時間が経てば今のインフルエンザと同じ扱いになります。そうなった時、薬やワクチン、その他経費が安価になっていけばいいのですが、現在の水準で移行した場合は、高額医療扱いになっても高い個人負担となってしまいます。

そこで、伺います。

町として、5類引き下げしないように国に意見を出してはいかがでしょうか。

町の対策本部は存続させてはいかがでしょうか。

最後に、検査や薬、ワクチン、その他経費を町独自で補助することも必要と思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

質問番号5、6及び7を一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。

まず最初に、「公衆トイレを使いやすく」と、この質問をいただいた訳ですけれども、現在町内には32カ所の公衆トイレが設置をされています。そのトイレが非常にきれいで使いやすいことは、住民はもとより訪れる人に好印象を与えることと思います。今後もこのようなトイレを目指してまいりたいと思っております。

利用方法について何点かご質問をいただきました。利用方法の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、2番目に「各見晴らし台に案内板の設置を」についてのご質問をいただきました。町を訪れる人、そしてウォーキングを楽しむ皆さんにとって、眺望の良い所に、山田議員ご質問のような案内板を設置することは、町を知ってもらうことにも繋がり、効果があることと思います。

設置の方法、そして場所、ご質問の詳細につきましては、これも担当課長からまずお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後に「コロナの5類」の話をいただきました。

令和2年1月15日に最初の感染が確認されてから、ご存じのように3年余りが経過しました。この3年間、社会生活は大きな制約と自粛を余儀なくされ、経済活動も大きな打撃を受け、人々の生活はまさに一変をしました。

国は、基本的対処方針に基づき、感染状況に応じて緊急事態措置や蔓延防止重点措置などの対策を取ってきました。

群馬県でも、県内の感染状況や病床の使用率などを勘案して、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を改訂しながら取り組んできました。

これら国や県の方針を受けて、町ではこれまで38回の対策本部会議を開催し、住民の皆さんの生命と生活を守るべく取り組みを進めてきたところであります。

そして、ようやくといたしますか、ようやく国では特段の事情が生じない限り、来る5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ位置付けることを発表いたしました。

群馬県においても、3月1日に5類への移行に向けたロードマップを発表したところであります。同じ3月1日に開催された町の対策本部会議においても、国・県の方針にまず歩調を合わせ、取り組むことが確認をされたところであります。

このことについても、ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答え申し

上げますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 産業課長。

◇産業課長（田中睦宏君） 命によりお答えします。

町長の答弁でもありましたように、現在、町内の公衆トイレは32カ所設置されており、多くの方々にご利用いただいているところでございます。

ご質問の①LGBTQ+の方から、男子トイレにも生理用品が必要との声があったのでぜひセットをとのことでありますが、町内の公共施設にある女性トイレにおいては、既に生理用品や尿漏れパッドのセットは実施させていただいております。

しかし、各地区にある公衆トイレについては、生理用品等の設置は行っておりませんので、男性用トイレに女性用の生理用品のセットをすることは現在のところ考えていません。

次に、ご質問②の観光トイレに高齢者用「尿漏れパッドのセット」はいかがかについてですが、にこにこ甘楽では先行して、既に昨年より尿漏れパッドをセットしております。しかし、一部の方が必要以上の数を持ち帰ってしまい、補充が追いつかない状況でございます。モラルの問題ですが、非常に残念に思うところであります。

ましてや、公衆トイレは不特定多数の方が使用します。中には心ない方もおり、トイレトペーパーでさえいたずらが絶えない状況であり、尿漏れパッドを設置しても盗難やいたずらがあると思われまゝ。

また、人目がなく常時管理のできていない公衆トイレにセットされている生理用品や尿漏れパッドなどは衛生的に心配で、使用をためらう方も多いのではないかと考えられます。

男子トイレのサンタリーボックス設置を進め、尿漏れパッドについては、まずは公共施設内のトイレのみ設置に留めたいと考えます。

次に、ご質問③の「赤ちゃんを寝かせる台の設置」についてですが、公衆トイレの大きさにより多目的トイレが設置できていない箇所が多くあります。限られたスペースの問題で後から追加設置することも難しいと考えます。

今後新設する公衆トイレにつきましては、多目的トイレを設け、「赤ちゃんのおむつ交換台」を設置していきたいと考えます。

次に、ご質問④の「おむつ用のごみ箱の設置を」についてですが、俗にいうサンタリーボックスについてですが、既に町内の公共施設トイレには設置をいたしました。年々、公衆トイレにも設置されている地域も増えておりますので、町も公衆トイレへの設置につい

て前向きに検討したいと考えます。

今後も、利用者の声をお聞きしながら、きれいで使いやすい公衆トイレとして管理をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 産業課長。

◇産業課長（田中睦宏君） 命によりお答えいたします。

普段から町内をウォーキングされる方は大変多く、ウォーキングイベントであるさくらウォークやもみじウォークには、毎年たくさんの方に参加いただいております。ウォーキングする途中に高台に登れば景色が一望できる見晴らしの良い場所が、町には数多くあります。

議員のおっしゃるとおり、遠くの山々の名前などを案内するプレートの設置をすることは、その場所に訪れてくれた方も喜んでいただけるのではないかと思います。また、地元の子どものたちの学習にも繋がる試みではないかとも考えます。

しかし、どこにでも設置すれば良い訳ではありませんので、案内板の設置に適している場所を厳選し、どのような案内板が良いかも検討しながら設置を行いたいと考えます。

産官学で行う場合は、様々な方に携わってもらうため、職員の事務負担は増加しますが、効果的な手法でもありますので、実施方法も含め検討したいと考えます。

案内板設置の取り組みにあたっては、町民の皆さんのお声を聞きながら、要望にお応えできるよう努めていきたいと考えますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） それでは、ご質問の7番のコロナの関係について、命によりお答えさせていただきます。

まず、ご質問の①で5類に引き下げないよう国に意見を出してはとのことですが、けれども、今のところ考えてはおりません。

町長からも答弁がありましたように、国が国内外の感染状況を分析し、専門家の意見を聞いて方針を出しております。都道府県は地域の感染状況や疫学調査から県民に要請を行っております。そして、市町村はその情報を住民に伝え、注意喚起を行いながら、健康と生活を守るといふ、現在の対応をこれからもしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

次に、②の対策本部の存続につきましては、5月8日に「5類感染症」に移行した段階をもって、ひとまず解散をしたいというふうに考えております。しかし、町の対策本部は

瞬時に設置が可能でありますので、必要な状況になりましたら機動的に設置をしてみたいと思っております。

③の検査費用等の独自補助でありますけれども、国においては急激な負担増の回避、それから高額な治療費の無料継続などを検討している状況であります。必要な医療が必要な人に届くこと、そして重症化リスクのある人が受診控えをしないようにすることが重要だと認識をしております。

今の段階では、町独自の補助は考えておりませんが、住民が困るような状況になれば、町として対応を検討してみたいというふうに思います。

国では、5類の移行の前に、改めて最終確認を行うというふうに聞いておりますので、その議論を注視しながら対応してみたいと思いますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） ナンバー5の質問ですが、全部一遍にやることというのはなかなか課長がおっしゃるような状況がありますから、難しいかと思うんです。その中でも、それぞれの項目で前向きに検討していただけたりとか、という感じでした。

ただ、①につきましては、考えていないという、さわやかに「考えていない」と言われちゃったんですけれども。LGBTQ+の当事者の方々、先程の質問の中でも若干紹介させていただきましたのですが、全国で同じ率に考えると800何十人の方というふうな予想がされるんですね。それで、講習会の中でも話が強調されたのが、男とか女というふうに区別をすると、どちらにも入れない。そうすると、自分が世の中に必要でない人間かというふうに思うらしいんですね。それから段々いわゆるマイナス思考になって、自殺に至ったりする。そういう考えるシステムというんでしょうかね。順番というんでしょうかね。そういうことらしいんです。

私は、幸いに男とか女とか書いてあっても、ひとつもプレッシャーがないんですけど、当事者の方々はいつもそういうふうにさらされながら生きている訳なんですね。トイレもそうですし、お風呂もそうですし、その他のいろんなシステムもみんなそういうふうに心に刺さるということなんです。

ですから、心と体がそういう形になっている方は、男子トイレにもそういうのがない

と、間に合わない部分が出てくる訳なんですね。そういう訳で、①は質問している訳なんですけれども、ぜひ今後そういう当事者の方の話を執行側もよく情報収集していただいて、本当に簡単なことですから、実行していただきたいと思うんですが、そういうふうないわゆる勉強会ですとか情報収集会ですとかには、どんどん団体の責任者の方が呼んでくれればすぐに行きますという話をいただいていますので、ぜひ継続しながらそのあたりの話を聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、②から④までは概ねは了解なんですけど、特に持ち帰ってしまう人、必要以上に持って帰ってしまう人ですとか、あとは課長がおっしゃるように、いわゆる野ざらしじゃないですけど、衛生が保てない可能性が出てくるものがあると思うので、そのあたりもいろいろなケースを想定していただいて、呼びかけ方ですとか、設置の仕方とかで余分に持って帰ってしまう人の心を変えることもできるらしいんですけれども、ぜひそういうふうな検討も進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

通告にはないんですけれども、お尻拭きですとか、おむつそのものも途中でなくなってしまうたり、足りなくなってしまうたり、家から持ってくるのを忘れてしまったりという人も結構いらっしゃるらしいんですね。そういうふうな人にフォローできるような体制も考えることができたらいいなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、先程32カ所という話がありましたが、このトイレにはこういう機能がありますとか、こういうサービスが、物が置いてあります、設置してありますというような、平たくいうとトイレマップというんでしょうかね、そんなのも作って観光の方とかにも差し上げれば、便利に使えるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 産業課長。

◇産業課長（田中睦宏君） それでは、①のお答えですが、公共施設のトイレには設置をさせていただいておりますが、外の公衆トイレには全く生理用品等の設置はしてございませんので、まずは公共施設のトイレからスタートをしたいと思います。これは各施設の担当課長もおりますので、そちらと協議をしながら検討をさせていただきたいと思います。

使い方についての指導というか、PR方法なんですけど、こちらは持ち帰り等がかなり目立っております、「ら・ら・かんら」においては、セットしてから半日でなくなってしまうという状況でございます。持ち帰らないようにという説明をしていきたいと思っております。

それから、マップの関係ですが、こちらにもトイレによってどのような施設が付いている

かというご質問でございますが、マップにしたらどうかということですが、こちらもトイレの担当が各課いろいろございまして、こちらも各課と協議しながらできる限りマップでお知らせできるような取り組みをしたいと考えます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 2回目の答弁が終了しました。

質問番号5について、3回目の質問があったらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号5が終了いたしました。

続いて、質問番号6について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） ここも③までありますが、概ね了解なんですけれども、③のところで、こういうふうなことをすると、逆に職員の皆さんの事務的負担が増えるという話があったんですけど。今までの町の職員の皆さんの仕事の仕方だと、丁寧過ぎると言いますと語弊があるかと思うんですが、手を抜くということじゃないんですけれども、産官学共同でというのは、なるだけ一般の、特に学生の皆さんがこのあたり活躍されている人が多いので、そういう人にとにかくなるだけ仕事を分担してもらうことを計画すれば良いんじゃないかなと思ったんですけど。それでも何もしない訳にはいきませんからね。今の状況よりも仕事量が少し増えるのはしょうがないにしても、全体で例えば100増えたとしたら、そのうちの1割とかそれ以下で職員の皆さんの負担を増やさないような計画も含めて工夫をするといいと思うんです。

1番と2番は了解しました。

3番だけ、そういうふうな形での仕事ができるんじゃないかと私は思うんですけど、絶対無理ではないと思うので、課長は答えづらいかと思うので、町長、いかがでしょうか。そのあたり。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 産官学でというご質問をいただきました。いずれにいたしましても、物事をつくる、物事を計画する、物事を実行する時には、いわゆるその大勢の多くの人たちの意見を聞いて行うということが一番重要だというふうに私はかねがね思っております。その中で、例えば看板一つ作るについて、産業界から、官から、民から、全部の人を1回集めて、これこれ町はこういう計画でこういうことをやります、こういうところを

見ながらやってもらうんです。皆様のご意見を。そういう会議を何回も何回も重ねながらというやり方が、ちょっと大変なんだろうなというふうに職員が答えてくれたんだというふうに思っております。

意見を聞くことは重要でありますから、何らかの形で意見を聞きながら、例えば何かの会議で集まった時に、ウォーキングの人たちが集まった時にでも、皆さんどういふ所を歩いていますか、どんな所にそのような看板の、議会からもご質問ありました、どんな所にこんな看板が必要でしょうかねというような話を聞きながら、いろんな人の意見を聞きながら、職員が言いましたように、全部全部じゃなくて、要所要所にということですから、その要所要所を、多くの人意見を聞きながら決めて、そして皆さんの希望に応えられるような看板が作ればなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問あったら、お願いします。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（中野喜久勇君） 続いて、質問番号7について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） コロナ対策が、それこそ町を挙げて丸3年、本当お疲れさまでした。私も今年になってから感染したので、本当にはたから見ているのと、自分がそうなるのでは、全く違うということが、改めて経験できたという感じがあります。今のところ、多分後遺症があまり出てないんだと思うんですけど、もしかしたらこれから先、皆さんにうんとお世話になるかもしれませんので、その時はよろしく願いいたします。

その中で、②のところなんですけれども、瞬時に設置ができるというお話を伺いました。ただ、何か起きてからその設置をするというのが、今回のコロナの状況なんですけれども、まだゼロにはなっていない訳ですよ。その他にも、さっき幾つか話をさせてもらったんですが、いろんな問題が出てくるのがほぼ分かっている訳ですよ。いろんなタイムスケジュールが、それぞれ項目によって違うらしいですけど、9月からだったり10月からだったり、あるいは来年の4月から、タイミングが違いながらしていくといひますか。少なくとも今年度中はコロナに対しての仕事というんでしょうかね。対策というんでしょうか。は、あると思うんです。ですから、対策本部を解散させると、何か町に不利益があるのであれば、また違う考えしなくちゃいけないんですけど、町に不利益がないのであれ

ば、設置をしておいて、いつでも動けるようにしておくのが、やっぱり今年度中は大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、③のところなんですけれども、住民の方々が困るような状況になったら、いろんなことを対策を考えるとというさっき答弁があったんですけど、困るような状況というのは具体的にどういうことなのか、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 対策本部なんですけれども、まずメンバーなんですけど、町の三役と、課長職、それから保健師で構成をしております。今回、5月8日に5類に移行すると、今回の対策本部もコロナに備えての対策本部でありますので、一旦は5類に移行する段階で、区切りを付けたいというふうに思っています。

町にはこの他にも、例えば台風ですとか、大雨の災害対策本部などもありますけれども、そういったことで本当に、先程瞬時というふうに申し上げましたけれども、直ちに設置をして対策を協議できますので、今回はその区切りをもって、一旦は廃止というふうに今のところ考えております。

それから、住民が困るようなというふうなことで申し上げましたけれども、山田邦彦議員のご質問にあったように、医療費のこと等も心配をされておりましたので、医療費が相当、住民の負担が増えるとか、そういった場面がもしあれば、遅れずに対応できるようにしていきたいというような趣旨でお答えいたしました。よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問があったらお願いいたします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） ②のほうなんですけど、区切りという表現だと、全く私の頭、良くないので、理解に苦しむというか、できないですね。実際に陽性の方もいらっしゃる訳だし、いろんなシステムがゼロになる訳じゃないですよ。今の段階で、そういう対策本部をなくす、国が県がなくすから町もなくすんだよというのは、全く私、ちょっと理解ができないものですから。もしかしたら対策本部をつくっておくと、町に何かペナルティでも来るのかなと思って、今伺ったんですけど。もし来ないのであれば、情報交換も含めて、本部をつくっておいて、1カ月に1回でも2回でも相談する方が、今までの3年間を考えると、必要なんじゃないかなと思うんですよ。区切りというのだとちょっと解釈で

きないので、何か良い説明をしていただけると納得いくんですが、いかがでしょうか。

それと、具体的にここに5日間、治療額を考慮すると、商品名を言っていないかどうかですけど、上の商品だと38万円とか、下の商品だと9万4,000円というのが紹介されているんですけど、1年以内にこれが何千円とか、うんと安くなるとはとても思えないですよ。そういう中で、もうすでに高く設定されるというのは予想される訳なので、困った人が出てから相談するのじゃなくて、今のうちから相談しておいて、心配がなくなれば、それは取り払われているから良い訳なので、今のうちにシステムをつくっておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） コロナの話でご質問いただいて、また質問をいただきました。議員さんおっしゃいますように、コロナ禍3年間お疲れさまでしたと。これで終われば良い訳でありますけれども、現実的にはコロナがなくなった訳じゃありませんから、まだまだ心配なところはあるのかというふうに思っておりますけれども、国も一応このような形で、分類を下げていくという形になりました。そのことは、国の政策でありますから、一定程度尊重するといいますか、緊急事態宣言になっては、それとやってきた、何をしてきた、そういう中と同じようなことですから、一定程度は尊重しながらいくんですけれども。課長が言いましたように、対策本部そのものは、実際は課長会議でありますから、課長会議が対策本部でありますから、廃止をしてしまうとそういう意味合いでなくて、コロナが一定程度落ち着いている現状の中では、休止をしておく。そして、いざ何かの時には、早急にまた立ち上げて、頑張って、抑え込めるような努力をする。そして、またその時にはまた県や国からもいろんな指示等が来るんだというふうに思っています。それを受けて、町民のよく言う「命と生活を守る」取り組みを進めていくことは肝要だというふうに自分も思っておりますので、一概に全ておしまいというふうに思っている訳ではありませんので、その辺はぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号7が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問が全て終了しました。

これもちまして、一般質問が終了しました。

○字句等整理委任の件

◇議長（中野喜久勇君） 令和5年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 本定例会も7日に開会をし、本日最終日を迎えました。

今定例会におきましては、令和5年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計予算、そして、条例の制定・改正、規約の協議、令和4年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の補正予算、農業委員会委員の人事案件など26議案と1件の同意案を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議を賜りました結果、全て原案どおりご議決、ご同意を賜りましたこと誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、来る4月26日をもちまして任期満了となります。この4年間、町政に対しまして一方ならぬご指導、ご支援を賜りましたことに、改めて衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

皆様から寄せられました数々のご意見、ご要望を念頭に置きながら、町政執行に努めてまいり所存でありますので、引き続きのご指導、ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、開会の挨拶でも申し上げましたが、3月25日には念願の甘楽スマートインターチェンジが開通となり、甘楽町の新たな船出となります。3月からキラッとかんら観光キャンペーンに取り組んでおり、さくらウオーク、さくら祭り武者行列、さくらマラソン大会と、春本番を迎えて多くのイベントが予定されております。ぜひとも上信越自動車道

甘楽スマートインターチェンジを利用し、県内外から多くのお客様にお越しをいただくとともに、町に賑わいと元気をもたらしてくれることを大いに期待しているところであります。

どうか議員の皆様にも各イベントにご出席のうえ、盛大に開催できますよう、ご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。

そして月が改まりますと、間もなく統一地方選挙を迎えます。次期におかれましても、議員の皆様全員の豊富な知識と卓越した手腕を引き続き町政に賜うことができれば、幸甚に存じます。揃って当選の榮譽を勝ち取られることを心からご期待を申し上げます。

これから、ますますご多忙な毎日かと存じますが、健康には十分留意のうえ、ご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

また、本日は大勢の傍聴者の皆様にお越しをいただきました。ありがとうございます。今後においても議会、そして町政に対して関心を高めていただきますことをお願い申し上げます。

閉会にあたり、以上申し上げまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇

○議長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会した今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日、無事に閉会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、令和5年度一般会計予算及び各特別会計予算を始め重要な条例や人事案件など、多くの案件をご審議していただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、要望等につきましては、意に適う、より効率的な業務執行に努められるよう、強く期待をしております。

傍聴席の皆さんには、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。

私ども議会も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っております。今後においても議会に関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。

なお、私ども第16期議員は、4月26日で任期を迎えます。引き続き町政に参画するために、4月23日の町議会議員選挙に立候補されます議員各位には、お互いが戦いの相手となります。厳しい選挙戦に勝ち抜き、再び、この議場においてお逢いできますよう、心よりご祈念申し上げます。

最後に、当町の益々のご発展とご参会の皆さんのご多幸、ご活躍をご祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和5年第1回甘楽町議会定例会を閉会といたします。

午後3時24分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 中 野 喜 久 勇

署名議員 堀 口 博

署名議員 白 石 豊 樹